

成年後見 ワンポイント アドバイス

vol. **24**
令和元年 6月

発行：ちよだ成年後見センター
TEL：03-6265-6521

contents

- 1** ちよだ成年後見センター
2019年度 職員紹介
- 2** 成年後見きほんのき
～親族後見人向け～

- 3** 最高裁「成年後見人には
親族が望ましい」
- 4** 区民後見養成説明会



2019年度ちよだ成年後見センターが始動しました。

新元号「令和」が発表された4月1日。
新たな時代の幕開けの発表とともに、ちよだ成年後見センターも新任職員を迎え、本年度から9名体制で新たなスタートをきりました。

「西暦が本のページであるとするならば、元号は日本だけが持っている『章』のようなもの。これがあることで時代の区切りをつけながら歩むことができる。」—有名なテレビ番組司会者の言葉が印象的でした。
2000年に始まった成年後見制度もまもなく20年を迎える節目の一年となります。
千代田に住む方々の大切な権利を守る、そんな存在であるべく、新たな『章』を歩みます。

日常なお困りごとや将来に向けたご家族のことなど、お気軽にお声かけ下さい。



後列左から センター長
小田島・小野寺・笠松・長田・上邊
前列左から(新任職員4名)
神山・高田・京極・石井

成年後見きほんのき～親族後見人向け～

日常的な仕事⑤-登記に関すること-

後見業務において様々な場合で必要になる登記。耳にしたことはあっても、日常生活においてはあまり馴染みがないものだと思います。今回は登記事務で混同されやすい①「登記されていないことの証明書」及び②「後見等登記事項証明書」の2つの概要をご紹介します。

	①登記されていないことの証明書	②後見等登記事項証明書
概要	不動産の処分や遺言書を作成する場合等、成年後見制度を利用していないことを示す証明書	成年後見人等となっている方が、本人に代わって契約を行う際等に、各権限を有していることを示す証明書
手続対象者	本人、配偶者及び四親等の親族	被後見人・後見人・監督人等の当事者、本人の四親等内の親族及び代理人
提出先	各市区町村の法務局	各市区町村の法務局
手数料	収入印紙300円(1通)	収入印紙550円(1通)
添付書類	・代理人が申請する場合はその権限を証する書面(委任状等) ・本人の配偶者又は四親等内の親族が申請するときは本人との関係を証する書類(戸籍謄抄本等)	・代理人が申請する場合はその権限を証する書面(委任状等) ・当事者が申請するときは本人確認書類 ・四親等内の親族が申請するときは本人との関係を証する書類(戸籍謄抄本等)

最高裁「成年後見人には親族が望ましい」考え方を示す

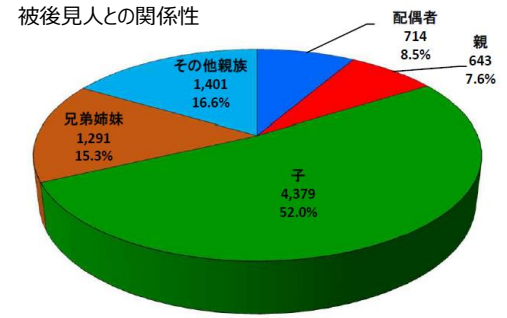
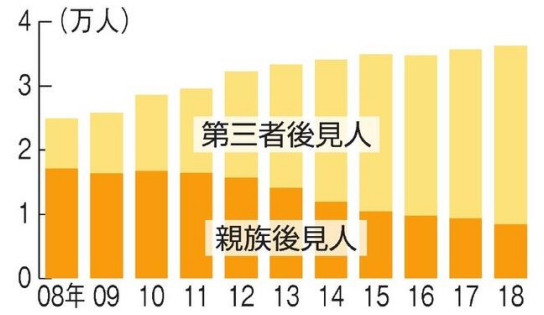
最高裁判所が3月18日に「後見人には身近な親族を選任することが望ましい」との考え方を示しました(1月に各地の家庭裁判所へ通知)。この考え方は、同日に開かれた制度の利用促進をはかる国の専門家会議で、最高裁が明らかにしたものです。

これまで各家庭裁判所は親族らの不正を防ぐ観点から専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士など)の選任を増やす傾向にありました。これにより、制度の利用が必要にもかかわらず申立てをためらってしまうことや、選任された専門職とうまくいかないことも少なからずあり、課題の一つとなっています。

そのような中で最高裁は今回初めて、**後見人にふさわしい親族など身近な支援者がいる場合は、本人の利益保護の観点から親族らを後見人に選任することが望ましい**と提示しました。また、後見人の交代も、不祥事などの極めて限定的な現状を改め、状況の変化に応じて柔軟に交代・追加選任を行うとのことでした。

ご本人にとって最も適切な後見人を選任するのは家庭裁判所であることに変わりはありませんが、今後の動向に注目が集まります。

親族後見人の割合は年々減少 最高裁まとめ



出典:最高裁判所

「区民後見人養成のための説明会」を実施しました。

4月19日・25日、区民後見人養成のための説明会を実施しました。千代田区では今年度、平成27年度・28年度に続く、3期目の養成を行います。説明会参加者のうち6名の方が、6月から始まる養成講座を通じ、後見人としての活動に必要な知識や技術を共に学んでいきます。



区民後見人とは?

区民後見人は本人と同じ地域での生活者として、同じ目線できめ細やかな身上保護を行えるという強みがあります。本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、福祉サービスを利用する際の契約や財産の管理などを行います。

<主な活動内容>

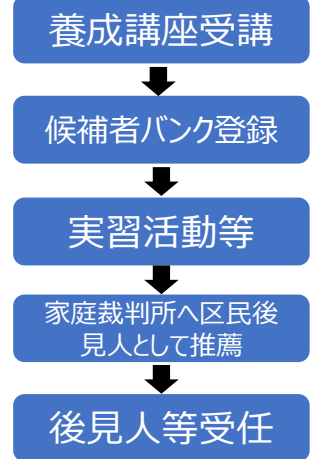
- 本人の生活状況に変化がないか、定期的にご自宅や入所施設を訪問。
- 本人に必要な生活費に関する出入金の手続きや介護サービス等の契約。
- 本人状況の把握と寄り添い支援(本人に関わる方々との連絡調整)。

千代田区では**21名**が上記養成講座の受講を修了し、区民後見人候補者として登録しています。そのうち**6名**の方が現在後見人等として受任し、活動しています。

高齢化に伴い、ひとり暮らし高齢者も増え、頼れる親族のいない高齢者が今後も増えることが予想されます。親族や専門職に加え、今後は同じ地域の人々が身近に支え合うしくみとして、区民後見人としての役割が期待されています。

※本年度の区民後見人養成講座の募集は終了しました。

● 区民後見人になるには ●



千代田区社会福祉協議会 ちよだ成年後見センター

- 住所** 千代田区九段南1-6-10 かがやきプラザ4階
- 電話** 03-6265-6521 **FAX** 03-3265-1902
- 開館日時** 月～金曜日(年末年始・祝日除く) 午前8:30～午後5:15

